

「外務員処分制度整備関係について」のパブリックコメント募集の結果について

平成 29 年 3 月 13 日  
一般社団法人 金融先物取引業協会

本協会では、「外務員処分制度整備関係について」につきまして、平成 29 年 1 月 17 日から平成 29 年 2 月 13 日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

その結果、当該期間に寄せられたご意見等は特にありませんでしたので、別紙 1 から 4 のとおり、当該規則については改正し、当該細則については制定することと致します。当該規則の改正及び細則の制定については、平成 29 年 6 月 23 日付で施行となります。

以 上

本件に関するお問い合わせ  
総務部  
03-5280-0881

## 「外務員の登録等に関する規則」改正 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(外務員資格の取消し、停止処分)</p> <p>第6条 1及び2 (略)</p> <p><u>3 本協会は、前二項の規定による処分をしようとするときは、当該外務員の所属する会員に通知し、弁明の手続を行うものとする。</u></p> <p><u>4 本協会は、前項の規定による弁明の手続を行った上で、外務員資格取消処分又は外務員資格停止処分をしたときは、遅滞なく、書面によりその旨を当該会員に通知する。</u></p> <p><u>5 会員は、第1項若しくは第2項又は仲介業者規則第21条第1項若しくは第2項の規定により外務員資格取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、当該外務員の職務を行わせてはならない。</u></p> <p><u>6 会員は、第1項又は仲介業者規則第21条第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者について、その外務員資格の効力の停止期間中は、当該外務員の職務を行わせてはならない。</u></p> <p><u>(不服の申立て)</u></p> <p><u>第6条の2 前条第4項の通知を受けた会員は、当該通知が到達した日から10日以内に、定款第41条の2に規定する不服審査会に不服の申立てを行うことができる。</u></p> <p><u>(細則への委任)</u></p> <p><u>第6条の3 第6条から前条までの手続について、必要な事項は細則で定める。</u></p> <p>第7条～第19条 (略)</p> <p>附則 この改正は、平成29年6月23日から施行する。</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(外務員資格の取消し、停止処分)</p> <p>第6条 1及び2 (略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>3 本協会は、前二項の規定により外務員資格取消処分又は外務員資格停止処分をしたときは、遅滞なく、書面によりその旨を当該会員に通知する。</u></p> <p><u>4 会員は、第1項若しくは第2項又は仲介業者規則第21条第1項若しくは第2項の規定により外務員資格取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、当該外務員の職務を行わせてはならない。</u></p> <p><u>5 会員は、第1項又は仲介業者規則第21条第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者について、その外務員資格の効力の停止期間中は、当該外務員の職務を行わせてはならない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第7条～第19条 (略)</p>

## 「金融商品仲介業者に関する規則」改正 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第20条 (略)</p> <p>(外務員資格の取消し、停止処分)</p> <p>第21条 本協会は、前条の規定による会員からの報告内容を審査した結果、<u>個人金融商品仲介業者(個人金融商品仲介業者であった者を含む。以下同じ。)</u>が金融商品仲介業に関し法令若しくは法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したときその他金融商品仲介業に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき又は<u>金融商品仲介業者の外務員(金融商品仲介業者の外務員であった者を含む。以下同じ。)</u>が外務員の職務若しくはこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるときは、当該者の外務員資格を取り消す処分(以下「外務員資格取消処分」という。)又は2年以内の期間を定めて当該者の外務員資格の効力を停止(以下「外務員資格停止処分」という。)する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 本協会は、前2項の規定による処分をしようとするときは、会員を通じて金融商品仲介業者に通知し、弁明の手続を行うものとする。</u></p> <p><u>4 前項の規定による弁明の手続を行った上で、外務員資格取消処分及び外務員資格停止処分を行ったときは、遅滞なく、その旨を会員を通じて金融商品仲介業者に通知する。</u></p> <p><u>5 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを当該金融商品仲介業者のすべての所属会員に周知するものとする。</u></p> <p><u>6 会員は、第1項の規定により外務員の職務禁止措置を受けた者又は第15条第1項の規定により外務員の職務の停止の処分を受けた者について、速やかに、本協会が指定する研修を受講さ</u></p>	<p>第1条～第20条 (略)</p> <p>(外務員資格の取消し、停止処分)</p> <p>第21条 本協会は、前条の規定による会員からの報告内容を審査した結果、<u>個人金融商品仲介業者若しくは個人金融商品仲介業者であった者が金融商品仲介業に関し法令若しくは法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したときその他金融商品仲介業に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき又は金融商品仲介業者の外務員若しくは外務員であった者が外務員の職務若しくはこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるときは、当該者の外務員資格を取り消す処分(以下「外務員資格取消処分」という。)又は2年以内の期間を定めて当該者の外務員資格の効力を停止(以下「外務員資格停止処分」という。)する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>3 本協会は、前2項の規定により外務員資格取消処分及び外務員資格停止処分を行ったときは、遅滞なく、その旨を第20条の報告を行った会員を通じて当該報告に係る金融商品仲介業者に通知する。</u></p> <p><u>4 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを当該金融商品仲介業者のすべての所属会員に周知するものとする。</u></p> <p><u>5 会員は、第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者又は第15条第1項の規定により外務員の職務の停止の処分を受けた者について、速やかに、本協会が指定する研修を受講させな</u></p>

## 「金融商品仲介業者に関する規則」改正 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>せなければならない。</p> <p><u>7</u> 会員は、法第 64 条の 5 第 1 項（法第 66 条の 25 において準用する場合を含む。）の規定により外務員の登録を取り消された者、第 1 項若しくは第 2 項若しくは外務員規則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により外務員資格取消処分を受けた者が、その決定を受けた日から 5 年間は、外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。</p> <p><u>8</u> 会員は、法第 64 条の 5 第 1 項（法第 66 条の 25 において準用する場合を含む。）の規定により外務員の職務停止を命じられた者又は第 1 項若しくは外務員規則第 6 条第 1 項の規定により外務員資格停止処分を受けた者が、その職務の停止期間中又は資格の効力の停止期間中は、外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。</p> <p><u>(不服の申立て)</u></p> <p><u>第 21 条の 2 第 21 条第 4 項の通知を受けた会員は、当該通知が到達した日から 10 日以内に、定款第 41 条の 2 に規定する不服審査会に不服の申立てを行うことができる。</u></p> <p><u>(細則への委任)</u></p> <p><u>第 21 条の 3 第 21 条から前条までの手続について、必要な事項は細則で定める。</u></p> <p>第 22 条～第 23 条 (略)</p> <p>附則 この改正は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する。</p>	<p>なければならない。</p> <p><u>6</u> 会員は、法第 64 条の 5 第 1 項（法第 66 条の 25 において準用する場合を含む。）の規定により外務員の登録を取り消された者、第 1 項若しくは第 2 項若しくは外務員規則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により外務員資格取消処分を受けた者が、その決定を受けた日から 5 年間は、外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。</p> <p><u>7</u> 会員は、法第 64 条の 5 第 1 項（法第 66 条の 25 において準用する場合を含む。）の規定により外務員の職務停止を命じられた者又は第 1 項若しくは外務員規則第 6 条第 1 項の規定により外務員資格停止処分を受けた者が、その職務の停止期間中又は資格の効力の停止期間中は、外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 22 条～第 23 条 (略)</p>

外務員に対する処分等に係る手続に関する細則

平29. 3. 13 制定

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、「外務員の登録等に関する規則」(以下「外務員規則」という。)第6条及び第6条の2の外務員に対する処分及び不服の申立てに係る手続の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 処 分 外務員規則第6条第1項及び第2項に規定する処分をいう。
- (2) 弁明の手続 外務員規則第6条第3項の規定に基づく弁明の手続をいう。
- (3) 不服の申立て 外務員規則第6条の2の規定に基づく不服の申立てをいう。
- (4) 処分対象者 外務員規則第6条第1項及び第2項に規定する処分の対象とされる外務員をいう。
- (5) 対象会員 本協会の会員のうち、処分対象者が所属し又は所属していた会員をいう。
- (6) 対象会員ら 対象会員及び処分対象者をいう。

## 第2章 弁明の手続

(弁明通知書)

第3条 本協会は、弁明の手続を行う場合には、次に掲げる事項を記載した書面(以下「弁明通知書」という。)を対象会員に通知する。

- (1) 予定される処分内容及び根拠となる規則の条項
- (2) 処分の原因となる事実
- (3) その他本協会が必要と認める事項

2 前項の弁明通知書については、次に掲げる事項を教示する。

- (1) 対象会員は、次条第1項の弁明書を弁明通知書が到達した日から14日以内に、本協会に提出しなければならないこと。
- (2) 対象会員は、弁明の手続が終結する時までの間、本協会に対し、当該弁明の手続に係る事案に関する事故報告書(金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規

則第7条の規定に基づく事故報告書)及びその添付書類等の閲覧を求めることができること。

- 3 第1項の弁明通知書を受領した対象会員は、直ちにその内容を処分対象者に通知しなければならない。
- 4 本協会が、第1項の弁明通知書を発送した日から30日を経過する日においてもなお、当該弁明通知書が第1項の対象会員に到達したことが確認できない場合には、当該弁明通知書は30日を経過した日に当該対象会員に到達したものとみなす。
- 5 本協会が発送した弁明通知書が第1項の対象会員に到達しない場合、当該対象会員は、本協会が当該弁明通知書を発送した日から30日を経過する日まで、本協会に対し、当該弁明通知書の写しの交付を求めることができる。
- 6 本協会は、前項の求めに応じ、直ちに、前項の対象会員に対し、前項の弁明通知書の写しを交付する。この場合、当該交付の時に、当該弁明通知書が当該対象会員に到達したものとみなす。

(弁明書等の提出)

第4条 前条第1項の弁明通知書を受領した対象会員及び処分対象者は、当該弁明通知書が当該対象会員に到達した日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した書面(以下「弁明書」という。)を本協会に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に対する認否
- (2) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に対する主張

2 本協会が発送した弁明通知書が前条第1項の対象会員に到達しない場合、当該対象会員らは、当該弁明通知書を受領することなく、前項の弁明書を提出することができる。

(文書等の閲覧)

第5条 対象会員らは、弁明の手續が終結する時までの間、本協会に対し、第3条第2項第2号に規定する事故報告書及びその添付書類等の閲覧を求めることができる。この場合において、本協会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧を拒むことができない。

2 本協会は、前項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(弁明書等の提出がされない場合における弁明の手續の終結)

第6条 第3条第1項の弁明通知書を受領した対象会員及び処分対象者が、弁明書を第4条第1項で定める期限内に提出しない場合には、特段の事情が認められない限り、弁明の手續を終結する。

### 第3章 処分通知及び公表

(処分通知書)

第7条 本協会は、外務員規則第6条第1項及び第2項の規定に基づき、処分対象者の処分を行う場合は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「処分通知書」という。)を対象会員に通知する。

- (1) 処分対象者の氏名及び生年月日
  - (2) 処分の内容及び根拠となる規則の条項
  - (3) 処分年月日
  - (4) 処分の原因となる事実
  - (5) その他本協会が必要と認める事項
- 2 前項の処分通知書においては、次に掲げる事項を教示する。
- (1) 対象会員らは、処分の内容について、処分の通知が到達した日から10日以内に、不服審査会に不服の申立てができること。
  - (2) 対象会員らは、前号の不服の申立てを行う場合には、次条第1項の不服申立書を提出することにより行わなければならないこと。
- 3 第1項の処分通知書を受領した対象会員は、直ちにその内容を処分対象者に通知しなければならない。
- 4 本協会が、処分通知書を発送した日から30日を経過する日においてもなお、当該処分通知書が第1項の対象会員に到達したことが確認できない場合には、当該処分通知は当該30日を経過した日に当該対象会員に到達したものとみなす。
- 5 本協会が、発送した処分通知書が第1項の対象会員に到達しない場合、当該対象会員は、本協会が当該処分通知書を発送した日から30日を経過する日まで、本協会に対し、当該処分通知書の写しの交付を求めることができる。
- 6 本協会は、前項の求めに応じ、直ちに、前項の対象会員に対し、前項の処分通知書の写しを交付する。この場合、当該交付の時に、当該処分通知書が当該対象会員に到達したものとみなす。

#### 第4章 不服の手続

(不服の申立て)

第8条 不服の申立ては、第7条第1項の処分通知書を受領した対象会員（以下、「申立会員」という。）又は処分対象者（以下総称して「申立会員ら」という。）が、次に掲げる事項を記載した書面（以下「不服申立書」という。）を不服審査会に提出することにより行わなければならない。

- (1) 申立会員の商号及び所在地
  - (2) 処分対象者の氏名及び生年月日
  - (3) 処分の内容及び年月日
  - (4) 処分通知書を受領した年月日
  - (5) 処分に対する不服の趣旨及び理由
  - (6) 不服の申立ての年月日
- 2 本協会が発送した処分通知書が第7条第1項の対象会員に到達しない場合、当該対象会員及び処分対象者は、当該処分通知書を受領することなく、前項の不服申立書を提出することができる。

- 3 不服申立書には、処分通知書の写しを添付しなければならない。
- 4 不服申立書には、第1項第4号の理由に係る証拠書類等を添付することができる。
- 5 不服の申立ては、本協会による当該申立てに係る処分の効力を妨げない。

(不服審査)

第9条 不服審査会は、前条の不服の申立ての理由の有無について審査（以下「不服審査」という。）し、その結果を申立会員に通知する。

- 2 前項の不服審査の結果の通知を受けた申立会員は、直ちにその結果を処分対象者に通知しなければならない。
- 3 申立会員らは、不服審査の結果について、不服を申し立てることができない。

(不服審査の結果通知)

第10条 前条第1項の不服審査において不服の申立てに理由があると認められた場合の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- (1) 申立会員の商号及び所在地
  - (2) 処分対象者の氏名及び生年月日
  - (3) 不服の申立てに理由があると認められた旨及びその理由並びにその決定の年月日
  - (4) 不服審査に係る処分について再審査を行わせる旨
- 2 不服審査において理由がないと認められた場合の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。
- (1) 申立会員の商号及び所在地
  - (2) 処分対象者の氏名及び生年月日
  - (3) 不服の申立てに理由がないと認められた旨及びその理由並びにその決定の年月日
- 3 前2項の通知においては、不服審査の結果について不服の申立てをすることができないことを教示する。

(再審査)

第11条 第9条第1項の不服審査の結果、不服審査会が不服の申立てに理由があると認めた場合、本協会は、当該不服の申立てに係る処分について改めて審査（以下「再審査」という。）を行い、その結果を申立会員に通知する。

- 2 前項の再審査の結果の通知を受けた申立会員は、直ちに処分対象者にその結果を通知しなければならない。
- 3 再審査の結果、不服の申立てに係る処分が不相当であると認められた場合、本協会は、当該処分を変更し又は取り消す。
- 4 本協会は、再審査において、再弁明の手続を行うものとする。
- 5 申立会員らは、再審査の結果について、不服を申し立てることができない。

(再弁明の手続)

第12条 本協会は、前条第3項の再弁明の手続を行う場合は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「再弁明通知書」という。）を当該再弁明の手続に係る申立会員に通知する。

- (1) 再審査において、前条第4項の再弁明の手続を行う旨
- (2) 再審査に係る処分の年月日

(3) 第10条第1項第3号の決定の年月日

(4) 再弁明の期日及び場所

(5) 再弁明の手續に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の再弁明通知書を受領した申立会員は、直ちにその内容を処分対象者に通知しなければならない。

3 第1項の通知においては、申立会員は、再弁明の手續が終結する時までの間、第3条第2項第2号に規定する事故報告書及びその添付書類等の閲覧を求めることができることを教示する。

(再弁明の期日)

第13条 申立会員の代表者若しくは内部管理担当役員等及び処分対象者又はこれらの者の代理人（以下総称して「再弁明関係者」という。）は、再弁明の期日に出席しなければならない。

(文書等の閲覧)

第14条 申立会員らは、再弁明の手續が終結する時までの間、本協会に対し、第3条第2項第2号に規定する事故報告書及びその添付書類等の閲覧を求めることができる。この場合において、本協会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧を拒むことができない。

2 本協会は、前項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(再弁明の手續)

第15条 再弁明の手續は、本協会が指名する本協会の役職員が主宰する。ただし、申立会員らと特別の利害関係があると本協会が認めた者は、再弁明の手續を主宰することができない。

(再弁明の期日における審理の方式)

第16条 前条において再弁明の手續を主宰する役職員（以下、「主宰者」という。）は、最初の再弁明の期日の冒頭において、処分内容及び処分の根拠となる規則の条項、処分年月日並びに当該処分の原因となる事実を再弁明の期日に出席した者に対し説明するものとする。

2 再弁明関係者は、再弁明の期日に出席して、再弁明書及び証拠書類等を提出し、意見を述べ、主宰者の許可を得て本協会の職員に対し質問を發することができる。

3 再弁明関係者は、主宰者の許可を得て、補佐人を再弁明の期日に出席させることができる。

4 主宰者は、再弁明の期日において必要があると認めるときは、再弁明関係者に対し質問を發し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は本協会の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、再弁明の期日に出席した再弁明関係者に対し、不服申立書及び証拠書類等を示すことができる。

6 再弁明の期日における審理は、本協会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

7 主宰者は、再弁明の期日における審理の結果、なお再弁明の期日を続行する必要があると認めるときは、さらに続行期日を指定することができる。

8 前項の場合においては、申立会員に対し、あらかじめ、続行期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、再弁明の期日に再弁明関係者が出席した場合には、当該再弁明の期日において当該再弁明関係者にこれを告知すれば足りる。

(再弁明関係者の欠席の場合における再弁明の手續の終結)

第 17 条 主宰者は、再弁明関係者が正当な理由なく再弁明の期日に出席しない場合には、当該再弁明関係者に対し改めて意見を述べ、再弁明書及び証拠書類等を提出する機会を与えずることなく、再弁明の手續を終結することができる。

(再弁明の調書及び報告書)

第 18 条 主宰者は、再弁明の期日が開催された場合には、期日ごとに再弁明の手續の経過を記載した調書を作成し、主宰者のうち署名人に指定した者に署名及び捺印をさせたうえで、当該調書を保存しなければならない。

2 主宰者は、再弁明の手續の終結後速やかに、処分の原因となる事実に対する再弁明関係者の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第 1 項の調書とともに本協会に報告しなければならない。

3 申立会員らは第 1 項の調書の閲覧を求めることができる。

(再弁明の手續の再開)

第 19 条 本協会は、再弁明の手續の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第 2 項の規定により提出された報告書を返戻して再弁明の手續の再開を命ずることができる。なお、第 16 条第 8 項本文の規定は、この場合について準用する。

(再審査の結果通知)

第 20 条 第 11 条第 1 項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- (1) 申立会員の商号及び所在地
- (2) 処分対象者の氏名及び生年月日
- (3) 再審査の結果及び理由並びにその決定の年月日

2 前項の通知においては、再審査の結果について不服の申立てをすることができないことを教示する。

附 則

この細則は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する。

以 上

## 金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に係る手続に関する細則

平29. 3. 13 制定

### 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、「金融商品仲介業者に関する規則」(以下「仲介業者規則」という。)第21条及び第21条の2の外務員に対する処分及び不服の申立てに係る手続の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 処 分 仲介業者規則第21条第1項及び第2項に規定する処分をいう。
- (2) 弁明の手続 仲介業者規則第21条第3項の規定に基づく弁明の手続をいう。
- (3) 不服の申立て 仲介業者規則第21条の2の規定に基づく不服の申立てをいう。
- (4) 処分対象者 仲介業者規則第21条第1項及び第2項に規定する処分の対象とされる、個人金融商品仲介業者(個人金融商品仲介業者であった者を含む。)又は金融商品仲介業者の外務員(金融商品仲介業者の外務員であった者を含む。)をいう。
- (5) 対象会員 本協会の会員のうち、第4号に規定する金融商品仲介業者(個人金融仲介業者を含む。)が所属し又は所属していた会員をいう。
- (6) 対象会員ら 第5号に規定する対象会員及び第4号に規定する処分対象者をいう。

### 第2章 弁明の手続き

(弁明通知書)

第3条 本協会は、弁明の手続を行う場合には、次に掲げる事項を記載した書面(以下「弁明通知書」という。)を対象会員を通じて第2条第4号に規定する金融商品仲介業者に通知するものとする。

- (1) 予定される処分内容及び根拠となる規則の条項
- (2) 処分の原因となる事実
- (3) その他本協会が必要と認める事項

2 前項の弁明通知書については、次に掲げる事項を教示する。

- (1) 対象会員は、次条第1項の弁明書を弁明通知書が到達した日から14日以内に、本協

会に提出しなければならないこと。

(2) 対象会員は、弁明の手續が終結する時までの間、本協会に対し、当該弁明の手續に係る事案に関する事故報告書(金融商品仲介業者に関する規則第20条の規定に基づく報告書)及びその添付書類等の閲覧を求めることができること。

3 第1項の弁明通知書を受領した対象会員は、直ちに、第2条第4号に規定する金融商品仲介業者にその内容を通知し、当該金融商品仲介業者をして、処分対象者にその内容を通知させなければならない。

4 本協会が、第1項の弁明通知書を発送した日から30日を経過する日においてもなお、当該弁明通知書が第1項の対象会員に到達したことが確認できない場合には、当該弁明通知書は30日を経過した日に当該対象会員に到達したものとみなす。

5 本協会が発送した弁明通知書が第1項の対象会員に到達しない場合、当該対象会員は、本協会が当該弁明通知書を発送した日から30日を経過する日まで、本協会に対し、当該弁明通知書の写しの交付を求めることができる。

6 本協会は、前項の求めに応じ、直ちに、前項の対象会員に対し、前項の弁明通知書の写しを交付する。この場合、当該交付の時に、当該弁明通知書が当該対象会員に到達したものとみなす。

(弁明書等の提出)

第4条 前条第1項の弁明通知書を受領した対象会員及び処分対象者は、当該弁明通知書が当該対象会員に到達した日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した書面(以下「弁明書」という。)を本協会に提出しなければならない。

(1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に対する認否

(2) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に対する主張

2 本協会が発送した弁明通知書が前条第1項の対象会員に到達しない場合、当該対象会員らは、当該弁明通知書を受領することなく、前項の弁明書を提出することができる。

(文書等の閲覧)

第5条 対象会員らは、弁明の手續が終結する時までの間、本協会に対し、第3条第2項第2号に規定する事故報告書及びその添付書類等の閲覧を求めることができる。この場合において、本協会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧を拒むことができない。

2 本協会は、前項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(弁明書等の提出がされない場合における弁明の手續の終結)

第6条 第3条第1項の弁明通知書を受領した対象会員及び処分対象者が、弁明書を第4条第1項で定める期限内に提出しない場合には、特段の事情が認められない限り、弁明の手續を終結する。

### 第3章 処分通知及び公表

(処分通知書)

第7条 本協会は、仲介業者規則第21条第1項及び第2項の規定に基づき、処分対象者の処分を行う場合は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「処分通知書」という。）を対象会員を通じて第2条第4号に規定する金融商品仲介業者に通知するものとする。

- (1) 処分対象者の氏名及び生年月日
- (2) 処分の内容及び根拠となる規則の条項
- (3) 処分年月日
- (4) 処分の原因となる事実
- (5) その他本協会が必要と認める事項

2 前項の処分通知書においては、次に掲げる事項を教示する。

- (1) 対象会員らは、処分の内容について、処分の通知が到達した日から10日以内に、不服審査会に不服の申立てができること。
- (2) 対象会員らは、前号の不服の申立てを行う場合には、次条第1項の不服申立書を提出することにより行わなければならないこと。

3 第1項の処分通知書を受領した対象会員は、直ちに、第2条第4号に規定する金融商品仲介業者にその内容を通知し、当該金融商品仲介業者をして、処分対象者にその内容を通知させなければならない。

4 本協会が、処分通知書を発送した日から30日を経過する日においてもなお、当該処分通知書が第1項の対象会員に到達したことが確認できない場合には、当該処分通知は当該30日を経過した日に当該対象会員に到達したものとみなす。

5 本協会が、発送した処分通知書が第1項の対象会員に到達しない場合、当該対象会員は、本協会が当該処分通知書を発送した日から30日を経過する日まで、本協会に対し、当該処分通知書の写しの交付を求めることができる。

6 本協会は、前項の求めに応じ、直ちに、前項の対象会員に対し、前項の処分通知書の写しを交付する。この場合、当該交付の時に、当該処分通知書が当該対象会員に到達したものとみなす。

### 第4章 不服の手続

(不服の申立て)

第8条 不服の申立ては、第7条第1項の処分通知書を受領した対象会員（以下、「申立会員」という。）又は処分対象者（以下総称して「申立会員ら」という。）が、次に掲げる事項を記載した書面（以下「不服申立書」という。）を不服審査会に提出することにより行わなければならない。

- (1) 申立会員の商号及び所在地
- (2) 処分対象者の氏名及び生年月日

- (3) 処分の内容及び年月日
- (4) 処分通知書を受領した年月日
- (5) 処分に対する不服の趣旨及び理由
- (6) 不服の申立ての年月日

2 本協会が発送した処分通知書が第7条第1項の対象会員に到達しない場合、当該対象会員及び処分対象者は、当該処分通知書を受領することなく、前項の不服申立書を提出することができる。

3 不服申立書には、処分通知書の写しを添付しなければならない。

4 不服申立書には、第1項第4号の理由に係る証拠書類等を添付することができる。

5 不服の申立ては、本協会による当該申立てに係る処分の効力を妨げない。

#### (不服審査)

第9条 不服審査会は、前条の不服の申立ての理由の有無について審査（以下「不服審査」という。）し、その結果を申立会員を通じて第2条第4号に規定する金融商品仲介業者に通知する。

2 前項の不服審査の結果の通知を受けた申立会員は、直ちに、第2条第4号に規定する金融商品仲介業者にその内容を通知し、当該金融商品仲介業者をして、処分対象者にその内容を通知させなければならない。

3 申立会員らは、不服審査の結果について、不服を申し立てることができない。

#### (不服審査の結果通知)

第10条 前条第1項の不服審査において不服の申立てに理由があると認められた場合の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- (1) 申立会員の商号及び所在地
- (2) 処分対象者の氏名及び生年月日
- (3) 不服の申立てに理由があると認められた旨及びその理由並びにその決定の年月日
- (4) 不服審査に係る処分について再審査を行わせる旨

2 不服審査において理由がないと認められた場合の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- (1) 申立会員の商号及び所在地
- (2) 処分対象者の氏名及び生年月日
- (3) 不服の申立てに理由がないと認められた旨及びその理由並びにその決定の年月日

3 前2項の通知においては、不服審査の結果について不服の申立てをすることができないことを教示する。

#### (再審査)

第11条 第9条第1項の不服審査の結果、不服審査会が不服の申立てに理由があると認めた場合、本協会は、当該不服の申立てに係る処分について改めて審査（以下「再審査」という。）を行い、その結果を申立会員を通じて第2条第4号に規定する金融商品仲介業者に通知する。

- 2 前項の再審査の結果の通知を受けた申立会員は、直ちに、第2条第4号に規定する金融商品仲介業者にその内容を通知し、当該金融商品仲介業者をして、その内容を処分対象者に通知させなければならない。
- 3 再審査の結果、不服の申立てに係る処分が不当であると認められた場合、本協会は、当該処分を変更し又は取り消す。
- 4 本協会は、再審査において、再弁明の手続を行うものとする。
- 5 申立会員らは、再審査の結果について、不服を申し立てることができない。

(再弁明の手続)

第12条 本協会は、前条第3項の再弁明の手続を行う場合は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「再弁明通知書」という。）を当該再弁明の手続に係る申立会員を通じて第2条第4号に規定する金融商品仲介業者に通知する。

- (1) 再審査において、前条第3項の再弁明の手続を行う旨
- (2) 再審査に係る処分の年月日
- (3) 第10条第1項第2号の決定の年月日
- (4) 再弁明の期日及び場所
- (5) 再弁明の手続に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

- 2 前項の再弁明通知書を受領した申立会員は、直ちに、第2条第4号に規定する金融商品仲介業者にその内容を通知し、当該金融商品仲介業者をして、処分対象者にその内容を通知させなければならない。
- 3 第1項の通知においては、申立会員は、再弁明の手続が終結する時までの間、第3条第2項第2号に規定する事故報告書及びその添付書類等の閲覧を求めることができることを教示する。

(再弁明の期日)

第13条 申立会員の代表者若しくは内部管理担当役員等及び処分対象者又はこれらの者の代理人（以下総称して「再弁明関係者」という。）は、再弁明の期日に出席しなければならない。

(文書等の閲覧)

第14条 申立会員らは、再弁明の手続が終結する時までの間、本協会に対し、第3条第2項第2号に規定する事故報告書及びその添付書類等の閲覧を求めることができる。この場合において、本協会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧を拒むことができない。

- 2 本協会は、前項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(再弁明の手続)

第15条 再弁明の手続は、本協会が指名する本協会の役職員が主宰する。ただし、申立会員らと特別の利害関係があると本協会が認めた者は、再弁明の手続を主宰することができない。

(再弁明の期日における審理の方式)

第16条 前条において再弁明の手続を主宰する役職員（以下、「主宰者」という。）は、最初

の再弁明の期日の冒頭において、処分内容及び処分の根拠となる規則の条項、処分年月日並びに当該処分の原因となる事実を再弁明の期日に出席した者に対し説明するものとする。

- 2 再弁明関係者は、再弁明の期日に出席して、再弁明書及び証拠書類等を提出し、意見を述べ、主宰者の許可を得て本協会の職員に対し質問を発することができる。
- 3 再弁明関係者は、主宰者の許可を得て、補佐人を再弁明の期日に出席させることができる。
- 4 主宰者は、再弁明の期日において必要があると認めるときは、再弁明関係者に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は本協会の職員に対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、再弁明の期日に出席した再弁明関係者に対し、不服申立書及び証拠書類等を示すことができる。
- 6 再弁明の期日における審理は、本協会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。
- 7 主宰者は、再弁明の期日における審理の結果、なお再弁明の期日を続行する必要があると認めるときは、さらに続行期日を指定することができる。
- 8 前項の場合においては、申立会員に対し、あらかじめ、続行期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、再弁明の期日に再弁明関係者が出席した場合には、当該再弁明の期日において当該再弁明関係者にこれを告知すれば足りる。

(再弁明関係者の欠席の場合における再弁明の手續の終結)

第 17 条 主宰者は、再弁明関係者が正当な理由なく再弁明の期日に出席しない場合には、当該再弁明関係者に対し改めて意見を述べ、再弁明書及び証拠書類等を提出する機会を与えず、再弁明の手續を終結することができる。

(再弁明の調書及び報告書)

第 18 条 主宰者は、再弁明の期日が開催された場合には、期日ごとに再弁明の手續の経過を記載した調書を作成し、主宰者のうち署名人に指定した者に署名及び捺印をさせ、当該調書を保存しなければならない。

- 2 主宰者は、再弁明の手續の終結後速やかに、処分の原因となる事実に対する再弁明関係者の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第 1 項の調書とともに本協会に報告しなければならない。
- 3 申立会員らは第 1 項の調書の閲覧を求めることができる。

(再弁明の手續の再開)

第 19 条 本協会は、再弁明の手續の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第 2 項の規定により提出された報告書を返戻して再弁明の手續の再開を命ずることができる。なお、第 16 条第 8 項本文の規定は、この場合について準用する。

(再審査の結果通知)

第 20 条 第 11 条第 1 項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- (1) 申立会員の商号及び所在地

(2) 処分対象者の氏名及び生年月日

(3) 再審査の結果及び理由並びにその決定の年月日

2 前項の通知においては、再審査の結果について不服の申立てをすることができないことを教示する。

附 則

この細則は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する。

以 上

## 外務員処分制度整備関係について

平成 29 年 3 月 13 日  
一般社団法人 金融先物取引業協会

### 1. 規則等改正の目的

外務員の処分事務についても、会員処分制度整備関係と同様に、不服申立制度の新設や外務員の処分事務の明確化等に対応するため、外務員処分の適正な運営を確保する目的から、今回規則の一部改正及び細則の制定を行うこととします。

### 2. 方法等

協会規則の一部改正及び細則の制定

### 3. 規則案等の説明

#### (1) 規則案等

別添の資料をご覧ください。

#### (2) 説明

##### ① 外務員の登録等に関する規則

- ・ 外務員の登録等に関する規則（以下「外務員規則」という。）第 6 条第 3 項には、外務員規則第 11 条の処分に対して行っています聴聞の手続きにあたる規定をしていないことから、外務員規則第 6 条による処分についても弁明の手続きを規定します。
- ・ 第 6 条の 2 には、外務員規則第 6 条による処分に対する不服申立制度を規定します。
- ・ 第 6 条の 3 には、外務員規則第 6 条による処分時の弁明の手続、処分通知及び不服申立に関する手続内容について、細則で定める旨を規定し、その細則として「外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」を制定します。

##### ② 金融商品仲介業者に関する規則

- ・ 金融商品仲介業者に関する規則（以下「仲介業者規則」という。）第 21 条第 3 項には、仲介業者規則第 15 条の処分に対して行っています聴聞の手続きにあたる規定をしていないことから、外務員規則と同様に、仲介業者規則第 21 条による処分についても弁明の手続きを規定します。
- ・ 第 21 条の 2 には、仲介業者規則第 21 条による処分に対する不服申立制度を規定します。
- ・ 第 21 条の 3 には、仲介業者規則第 21 条による処分時の弁明の手続、処分通知及び不服申立に関する手続内容について、細則で定める旨を規定し、その細則として「金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」を制定します。

##### ③ 外務員に対する処分等に係る手続に関する細則

外務員の処分手続について、外務員処分時の弁明の手続き、処分通知及び不服申立の手続き等が明確化されていないため、外務員の処分の適正な運営を確保する目的から、「外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」を制定することとする。

- ・ 弁明の手続きについては、これまで行われていなかったため、これを規定し、本細則において手続きの明確化のため規定します。
- ・ 処分通知については、外務員処分が理事会で決定した後、処分通知を行う場合の処分通知書に記載すべき内容等を規定します。
- ・ 不服申立制度については、当該会員及び処分対象者が不服申立を行うために必要な手続き等を具体的に規定します。

④ 金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に係る手続に関する細則

「外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」を制定することに伴い、同様に、金融商品仲介業者の外務員の処分手続きについても、「金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」を制定することとします。

本細則は、「外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」に規定されている内容と同様であり、弁明の手続き、処分通知及び不服申立の手続き等について規定しています。

4. 金融先物取引業務マニュアルへの追加等

特になし

5. 審議等の過程、今後の日程感等

年月日	内 容	備 考
平成 29 年 1 月 13 日	自主規制部会	自主規制部会付議案の審議
平成 29 年 1 月 17 日	パブリックコメントの募集	2 月 13 日迄 6. を参照
平成 29 年 2 月 22 日	自主規制委員会	自主規制委員会付議案の審議
平成 29 年 3 月 13 日	理事会(書面)	規則案の決定 施行日は、平成 29 年 6 月 23 日となります。

6. 意見等の募集について

本規則案についてのパブリックコメント手続きを次のとおり実施することと致したい。

(1) 公表資料及び公表方法

一般ホームページに掲載します。

(2) 意見等の募集期間

平成 29 年 1 月 17 日から平成 29 年 2 月 13 日

(3) 意見等の提出方法

郵送又は電子メール

(宛先)

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 1-3-1 NBF

小川町ビルディング

一般社団法人 金融先物取引業協会 パブリックコメント係 宛

E-mail : public\_comments\_ffaj@ffaj.or.jp

(4) 意見等の処理等

① 意見等の提出を受けた場合、事務局において当該意見等に対する回答案を作成し、また必要に応じて当該意見等を踏まえて規則案について修正します。

② ①の回答案及び修正した規則案について、当該修正が当初案の趣旨を変更するものでない場合には自主規制部会長の了承を得て自主規制委員会へ付議し、当該修正が当初案の趣旨を変更するものである場合又は自主規制部会長が必要と認める場合には、当該修正した規則案について自主規制部会に了解を得た上で、自主規制委員会に付議するものとします。

(5) 協会規則の一部改正及び細則の制定内容の公表

理事会で規則案が決定した後、一般ホームページにおいて意見等に対する回答等とともに公表します。

7. 施行後の取組状況の確認等

特になし

8. その他留意事項

特になし

以 上